
地域脱炭素化促進区域に係る 道基準について

令和4年（2022年）10月26日（水）

令和4年第4回北海道環境審議会



1 前回の振り返り	…	2
2 他府県の基準等の設定または検討の状況について	…	3
3 基本的な考え方に対する委員の御意見	…	5
4 本日はご審議いただきたいこと	…	7
5 その他	…	9

- 前回の第3回環境審議会のご審議で
 - ・ 具体的に道基準の内容を審議する前に、基準設定にかかる基本的な考え方を審議すること
 - ・ 長野県の基本的な考え方を参考にすることとされた。
- 本日は、温対法に基づく促進区域に係る道基準の基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）について、ご審議いただきます。

(参考)

【長野県の基本的な考え方】

- 本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進
- 本県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進
- 本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進
- 本県の自然豊かな景観・眺望と調和した再生可能エネルギーの推進

2 他府県の基準等の設定または検討の状況について（1）

ご審議の参考情報として、都道府県基準を既に設定している長野県と徳島県、具体的に検討を進めている京都府と宮城県の基準の設定または検討状況は次のとおりですが、検討中の府県は審議中の内容になります。

振返り

他府県

御意見

ご審議

No.	府県	基本的な考え方	都道府県基準の策定	対象施設の種類	基準設定の考え方
i	長野県	設定	設定済み	太陽光	—
ii	徳島県	—	設定済み	太陽光	—
iii	京都府	検討中 (資料記載あり)	審議中	太陽光 風力	— (資料記載なし)
iv	宮城県	— (資料記載なし)	審議中	全種	— (資料記載なし)

(令和4年(2022年)10月14日現在)

2 他府県の基準等の設定または検討の状況について（2）

基本的な考え方を設定済みの長野県と現在審議中の京都府の事例を示します。京都府の基本的な考え方は、既存の法令によって、再生可能エネルギー施設の設置が可能であるかに従い、促進区域から除外する区域を検討すること等を記載されております。

振返り

他府県

御意見

ご審議

No.	府県	都道府県基準の基本的な考え方
i	長野県	<ul style="list-style-type: none">● 本県の地域特性を踏まえた安心・安全な再生可能エネルギーの推進● 本県を特長づける多様な自然的社会的機能を持つ森林の役割を重視した再生可能エネルギーの推進● 本県の重要な産業である農業を支える農地の役割を考慮した再生可能エネルギーの推進● 本県の自然豊かな景観・眺望と調和した再生可能エネルギーの推進
ii	徳島県	—
iii	京都府 (案)	<ul style="list-style-type: none">● 促進区域に含めることが適切でないと思われる区域<ul style="list-style-type: none">・ 当該区域の根拠法等の関係規定に照らして、施設の設置が困難な区域を定める● 考慮を要する区域・事項等<ul style="list-style-type: none">・ 市町村による促進区域の設定及び地域脱炭素化促進事業計画の認定に当たって、考慮すべき区域や事項、収集すべき情報やその収集方法を定める・ 考慮すべき区域・事項は、促進区域の設定に当たっての考え方と計画認定に当たっての考え方のそれぞれを定める● 全般的な事項（略）
iv	宮城県	—

3 基本的な考え方に対する委員の御意見（1）

基本的な考え方について、前回の審議会以降に委員からいただいた御意見は、次のとおりになります。

振返り

他府県

御意見

ご審議

（次のスライドに続きます）

区分	主な御意見
A 基本的な考え方のあり方	<ul style="list-style-type: none">・ 道基準設定の基礎として何を重視、優先するのかがわかるものとする（2件）・ 長野県等他府県の案を参考とする（3件）・ 道の特徴、実情に応じたものとする（3件）・ 冒頭部分で示す大事な部分なので、わかりやすく、キャッチーな表現も工夫（3件）・ 北海道の自然・社会環境の保全と再エネ促進が両立できるように具体的なものとする・ 誰に向けてのものなのかを意識する・ 地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮を確保するために、北海道の「自然的社会的条件」を検討・整理する・ 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系には、特別に配慮する・ 第一次産業の健全な発展に配慮する（2件）・ 自然環境に優れ生物多様性の高い地域を保護・保全できる範囲で再エネ促進を図る・ 自然景観・資源は、北海道の基幹産業である「観光」にとってきわめて重要である・ 自然災害の恐れのある地域の保全と自然環境を活かした防災を推進する（2件）・ 先住民族であるアイヌ民族が維持してきた自然景観、資源を保全する・ 「資源としての自然」の観点を加える・ 「未来に残すべき自然」の観点を加える・ 「触れ合いの場としての自然」の観点を加える

3 基本的な考え方に対する委員の御意見（2）

基本的な考え方に対する委員の御意見の続きになります。

振返り

他府県

御意見

ご審議

区分	主な御意見
B 再生可能エネルギー事業のあり方	<ul style="list-style-type: none">・ 道がこれから再生可能エネルギーをどのように利用していくのかを具体的なものとする・ 道全体としての脱炭素のビジョンとする
C 個別事項等	<ul style="list-style-type: none">・ 除外する理由や何のために考慮が求められているかをはっきりとする・ 基本的な理念や道の責務に基づく基本的な考え方とする・ 住民からの不安や反対運動等が起こっていることを理解する・ 客観的かつ科学的な知見に基づいて基準を定めるものとする（2件）・ 将来世代の利益を考慮し、中・長期的な観点から健全かつ予防的な配慮を重視する・ 全ての関係者の主体的かつ積極的な参画及び密接な連携の下に取組を推進する・ 環境と経済・社会が調和しながら成長を続けるゼロカーボン北海道を実現する・ 「地域の経済及び社会の持続的発展」という観点を加える・ 環境省令で示されている考え方と北海道の考え方を対照表の形で整理してほしい・ 厳しい基準にすることで、再生可能エネルギー導入の推進のみならず、気候変動の緩和による環境保全への効果といった、折角の制度メリットが活かされないように思う

振返り

他府県

御意見

ご審議

【 温対法に基づく促進区域に係る道基準の基本的な考え方（案） 【たたき台】 】

I 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全

【 道基準の検討を進めていく上での視点・ポイント 】

- 👉 国際的に保護とされている保全地域の自然環境・生態系
- 👉 自然環境に優れ、生物多様性の高い地域
- 👉 自然景観や自然資源、未来に残すべき自然
- 👉 触れ合いの場としての自然
- 👉 文化的に維持してきた自然景観・資源

【 促進区域から除外する区域及び考慮対象事項等の対象となる区域・事項のイメージ 】

- ・ ラムサール条約湿地
 - ・ 重要湿地
 - ・ 文化財
 - ・ 世界自然遺産
 - ・ 重要里地・里山
 - ・ 史跡名勝天然記念物
 - ・ 自然公園
 - ・ 長距離自然歩道
 - ・ 景観重要樹木
- 等

振返り

他府県

御意見

ご審議

【 温対法に基づく促進区域に係る道基準の基本的な考え方（案） 【たたき台】 】

Ⅱ 災害等の発生のおそれを回避し、安全・安心な道民の生活を確保

【 道基準の検討を進めていく上での視点・ポイント 】

👉 自然災害のおそれのある地域の保全と自然環境を活かした防災

【 促進区域から除外する区域及び考慮対象事項等の対象となる区域・事項のイメージ 】

- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 河川区域
- ・ 水道原水取水地点
- 等

Ⅲ 北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能※を保全

【 道基準の検討を進めていく上での視点・ポイント 】

👉 第一次産業の健全な発展との調和

【 促進区域から除外する区域及び考慮対象事項等の対象となる区域・事項のイメージ 】

- ・ 農用地区域内農地
- ・ 漁港区域
- 等

※ 重要機能：食料の安定供給、国土の保全、水源のかん養、水産物の供給 等⁸

5 その他

【ご質問】

- ① 前回の審議会で、「環境影響評価法対象事業の環境配慮と整合を図る」と説明していたが、地域脱炭素化促進事業の制度は、一般の事業よりメリットがあるほか、道基準で環境配慮を求められるとしても、既存のアセス手続きよりも大変な手続きではない。また、既存のアセスにも様々な問題が起きているのに、環境配慮事項毎の適正な配慮の考え方を、既存のアセスと合わせる必要が無いのでは。合わせるべきとする法的根拠はあるのか。
- ② 同様の理由で、道基準の適用除外とする事業の対象規模を、既存のアセス条例の事業の対象規模と合わせるとする、説得力のある理由がない。

【回答】

- ① 促進区域においては、アセス法の配慮書手続きが省略されることから、これを担保するものとして道基準を定めるものであること、また、考慮対象事項等の環境配慮は、アセス法やアセス条例において、事業と地域の自然的社会的条件に応じた環境配慮に関する判断実績があることから、これを参照し、促進区域から除外する区域、考慮対象事項のうち収集すべき情報、適正な配慮のための考え方、適用除外を、検討することが良いと考えています。なお、促進区域内外で、事業に求める適正な環境配慮を合わせるべきとする規定は、温対法、環境影響評価法、同条例に、見当たりません。
- ② 今後の具体的な基準（案）たたき台のご審議とあわせて、検討してまいります。

道基準	アセス法、アセス条例での扱いの例
促進区域から除外する区域	植生自然度が高い群落などの重要な自然環境のまとまりの場等、事業計画からの除外等が求められる区域
考慮対象事項等のうち収集すべき情報	【騒音の例】 学校、病院、福祉施設、住宅地等の分布状況
考慮対処事項等のうち適正な配慮のための考え方	【騒音の例】 風力発電事業に係る騒音については、事業用地から2kmの範囲内に学校等の配慮すべき対象がある場合は、騒音の影響を押さえるための必要な対策を講じること。
適用除外の対象事業の規模	道では、アセス条例の対象規模未満の事業にアセス手続きを求めている。

道基準案（たたき台）の設定について検討が必要な事項

[道基準案（たたき台）の設定の考え方（案）]

（第3回環境審議会資料の再掲）

道基準名称	設定の考え方
① 市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、法令に基づき、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域
② 考慮対象区域	法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域
考慮対象事項	法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な事項

< 道基準案（たたき台）の設定の考え方（案）に対する委員の主な御意見 > （全意見は別紙ご参照）

- ①については、定量的に指定可能な区域等は多数存在するため、案の区域に限定しないこと
- ①については、法令の規制がない保全性の高い地域は多数存在するため、次のとおり修文すること
⇒ 環境の保全に支障を及ぼすおそれがないように措置する観点から、**法令に基づき、環境保全や防災上の重要性が高く、その範囲が明確に定義され、図示されている区域であって、施設の設置を原則認めないこととしている又は禁止を行政指導している区域**
- ②については、敢えて記載する必要がない文言があるため、次のとおり修文すること
⇒ **法令や条例等の基準の遵守や、許認可等手続を経れば施設の設置が可能であるものの、**地域の自然的社会的条件に応じて環境配慮が必要な区域・事項



前回環境審議会で示した道基準案（たたき台）の設定の考え方に対する委員の御意見を踏まえて、今後検討してまいります。

道基準案（たたき台）の設定にあたって検討が必要な事項

[基本的な考え方]

- 本道に恵みをもたらす豊かな自然環境を保全
- 災害等の発生のおそれを回避し、安全・安心な道民の生活を確保
- 北海道の基幹産業である第一次産業が有する重要機能を保全

【 道基準案（たたき台）の設定の考え方により、根拠法令に基づいて新たに設定される区域・事項の例 】

No.	区域・事項の例	設定先	根拠法令
i	農用地区域内農地	①市町村が促進区域に含めることが適切ではないと認められる区域	農業振興地域の整備に関する法律
ii	1種農地	②考慮対象区域	農山漁村再エネ法

【 道基準案（たたき台）の設定にあたって検討が必要な区域の例 】

No.	区域の例	検討が必要な理由
iii	自然公園	保全方針は行政計画等で明確だが、法令の規制ありなし区域が混在するもの
iv	ラムサール条約湿地	保全方針は行政計画等で明確だが、法令の規制がないもの
v	重要里地・里山	保全方針は行政計画等で明確だが、開発行為等を規制していないもの
vi	IBA	民間企業等が保全方針としているが、法令や行政計画等では保全方針が明確ではないもの
vii	鳥類センシティブティマップ	調査結果が保全対象物ではあるが、開発行為を妨げるものではないもの



基本的な考え方や設定の考え方に照らし合わせて、道基準案（たたき台）を見直してまいります。

今後のスケジュール（案）

